

令和7年度第5回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和8年3月3日（火）15：32～16：07

場所

愛媛労働局会議室

（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階）

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員、武井委員

労働者代表委員

高橋委員、竹箇平委員、寺田委員、長岡委員

使用者代表委員

小池委員、西岡委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 特定最低賃金専門部会報告
- 3 各特定最低賃金専門部会の廃止について
- 4 令和8年度特定最低賃金改正の意向について
- 5 その他
- 6 閉 会

議事

○賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の野村委員と使用者代表の阿部委員と武内委員が欠席されておりますが、12名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願ひします。

○森本会長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
ただ今から、第5回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。
本日の会議は公開としておりましたが、傍聴希望者はいませんでした。
議事に入る前に、事務局より資料の説明をお願いします。

○賃金室長

資料の目次に沿って説明します。

資料No.1は、愛媛地方最低賃金審議会委員名簿となっています。

労働者代表の白石委員と竹本委員の御退任により、寺田淳泰委員と高橋保博委員に御就任いただいております。新たに御就任いただきました寺田委員と高橋委員から一言ずついただければと思います。それでは席順で寺田委員からお願いします。

(寺田委員、高橋委員挨拶)

○賃金室長

続いて資料No.2は、4業種の「専門部会報告書」となっています。

資料No.3は、専門部会で答申いただきました4業種の答申文の写しとなっています。

○森本会長

それでは、議事項番2「各特定最低賃金専門部会報告」に入ります。

最初に私から、第1回合同専門部会までの審議状況について説明した後に、各部会の審議状況を報告していただきます。

それでは、第1回合同専門部会までの審議状況について説明いたします。

特定最低賃金の改正に関しては、昨年度と同様に4業種で改正の申出がありました。

7月3日の第1回本審においては、愛媛労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受け、改正決定の必要性の有無を審議する小委員会を設置しました。

7月24日の第1回小委員会では、改正の必要性の有無について審議を行い、その結果、申出のあった4業種について全て必要性有りの結論に至りました。

これを受けて、7月29日の第2回本審では、4業種について「改正決定の必要性あり」との答申を行い、愛媛労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

その後、特定最低賃金の改正にかかる意見聴取と各専門部会委員の推薦公示手続きを経て、愛媛労働局長から各専門部会委員が任命されました。

9月26日に第1回合同専門部会を開催し、各専門部会の部会長と部会長代理を選出

するとともに、専門部会の公開について審議を行い、具体的な金額審議を行う場合は、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断し、非公開とすることを決定しました。

このほか、専門部会ごとに第2回、第3回専門部会の日程調整を行い、合同専門部会を終了しました。

続きまして、特定最低賃金専門部会報告に入ります。

4業種の審議経過と結果について事務局から説明があります。

○労働基準部長

資料No.2各専門部会の報告書、資料No.3各業種の答申文、資料No.4地賃を含めた愛媛県の最低賃金一覧表及び資料No.5愛媛県各最低賃金の審議結果一覧表を御覧ください。

4業種の審議結果を説明させていただきます。既に御承知かと思いますが、専門部会で全会一致等の結論に至った場合は、審議会令第6条第5項が適用されますので、その専門部会での議決をもって、本審の議決として、愛媛労働局長への答申がなされることとなります。

まず、「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」につきましては、10月8日に第2回、10月20日に第3回の専門部会を開催し、「時間額1,113円、引上げ額63円、引上げ率6.00%」の公益案により全会一致に至りました。

次に「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」につきましては、10月9日に第2回、10月22日に第3回の専門部会を開催し、「時間額1,114円、引上げ額65円、引上げ率6.20%」の公益案により全会一致に至りました。

次に「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、10月8日に第2回、10月20日に第3回の専門部会を開催し、「時間額1,107円、引上げ額69円、引上げ率6.65%」で、労使合意に至りました。

最後に「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」につきましては、10月7日に第2回、10月21日に第3回の専門部会を開催し、「時間額1,136円、引上げ額66円、引上げ率6.17%」で、公益案により全会一致に至りました。

効力発生日は、いずれも令和7年12月25日の指定日発効となりました。

これまでもお願いしているとおり、特定最賃の金額審議は、中賃の全員協議会報告などで、労使のイニシアティブにより、労使合意または全会一致で結論が得られるよう双方が努力することが望まれております。

そういったことで、今回全会一致または労使合意での結論に至ったのですが、次年度以降も引き続き、この点につきまして皆様の御理解・御協力をお願いいたします。以上です。

○森本会長

それでは、議事項番3「各特定最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。

事務局から説明がありましたとおり、愛媛労働局長から諮問を受けました4業種の特定最低賃金専門部会は、その全ての任務を終了しておりますので、審議会令第6条第7項により、本日をもってこれを廃止したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

ありがとうございます。御同意いただきましたので、ただ今をもって、4業種の特定最低賃金専門部会を廃止いたします。

続きまして、議事項番4「令和8年度特定最低賃金改正の意向について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料25ページの資料No.6を御覧ください。

2月3日に、日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長名で労働局長あてに提出のありました「令和8年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について」と題する文書でございます。

労働者側から、来年度は、「パルプ、紙製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」の4業種について金額改正の申出をする旨の意向表明がなされております。

この申出書には、正式申請を6月30日までにを行う旨が付記されており、正式な申出がありましたら、書類審査の上、改正決定の必要性の有無について、労働局長より諮問させていただきますこととなります。

資料27ページから28ページに資料No.7として「地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」を示した表と、「特定最低賃金適用使用者及び適用労働者数等」の一覧表を付けております。

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議にあたり、基幹的労働者数の概ね1/3以上という定量的要件があり、最新の基幹的労働者数等を示させていただいております。

4業種の適用使用者数及び適用労働者数についてですが、「はん用機械」、「電機」、「船舶」は、「令和3年経済センサス」を基に、事務局で把握した廃止・新設等の事業所の増減分を考慮して算定した数値となります。

「パルプ紙製造業」と「各種商品小売業」は、特定最賃の適用範囲と経済センサスの

集計区分が合致しておらず、適用使用者数も少数なので、実数を独自名簿で管理している数値となります。

各業種の適用労働者数はこの表の④にございますが、そこから、過去5年間の「最低賃金に関する基礎調査」より推計した年齢、業務内容等による適用除外労働者数を減じて、⑤の申し出産業の基幹的労働者数（A）を算出しております。

黒字が令和8年度の審議に用いる数字で、赤字は今年度に用いた数字です。
事務局からは以上でございます。

○森本会長

令和8年度の特定最低賃金改正の意向表明について、労働者側委員から補足等はありませんか。

（労働者側委員発言なし）

○森本会長

使用者側委員から、御意見や御質問等ございませんか。

○八塚委員

特にありません。

○森本会長

それでは、令和8年度における愛媛県特定最低賃金4業種についての金額改正の意向表明について、審議会として確認させていただきました。

来年度は、労働者側から、令和8年6月30日（火）までに正式な申出書を提出していただき、事務局での形式審査を経て、改正決定の必要性の有無について審議してまいります。

次に、議事項番5「その他」に入ります。

あらかじめ用意していた議事はありませんが、委員の皆様から何かございませんか。

（発言等なし）

○森本会長

事務局から、来年度の予定と残りの資料の説明をお願いします。

○賃金室長

令和8年度の第1回本審では、特定最低賃金の必要性の審議、本審や専門部会の運営

申し合わせ、スケジュール・運営方法等について調整していただく予定としておりますが、審議をよりスムーズに進めるため、例年どおり事前に公労委員会・公使委員会を開催したいと考えております。

続きまして資料の説明をさせていただきます。

資料 29 ページの資料No.8 を御覧ください。

29 ページから 31 ページが「地域別最低賃金」、33 ページから 36 ページが「特定最低賃金」の答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表になります。

29 ページの表では、発効日は一番右に記載されており、表の最も左側の列が答申要旨の公示日となっております。

「地域別最低賃金」については、昨年度までは基本的に 10 月 1 日発効を目標としていましたので、10 月 1 日を発効日とした場合で説明します。令和 8 年度を見ていただきますと、左側の答申日が 8 月 5 日（水）のところを御確認いただくと、この日に答申を得れば、10 月 1 日の発効日となります。

また、「特定最低賃金」については、例年 12 月 25 日発効を目標としております。34 ページを御覧ください。この表の発効日である 12 月 25 日を見ていただくと 10 月 26 日（月）には答申を得る必要がございます。

ただいま申し上げた、8 月 5 日とか、10 月 26 日は、本審を予定する日となります。また、表の左から 2 列目の「異議申出締切」の翌日は「異議審」を開催する日程となります。例えば、地域別最賃 10 月 1 日発効なら、異議申出締切 8 月 20 日の翌日である 8 月 21 日（金）の午前中に異議審を開催する必要がございます。

効力発生の説明は以上です。

続きまして、資料 37 ページの資料No.9 を御覧ください。

2 月 18 日に日本銀行松山支店が発表した愛媛県金融経済概況でございます。

概観では、愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直しているとされております。

各論において、愛媛の特定最賃の 4 業種については、38 ページの（2）生産の部分を見ていただくと、「紙・パルプ」は、「横ばい圏内で推移している。」、「はん用機械」は、「横ばい圏内で推移している。」、「電気機械」は、「低調に推移している。」、「輸送機械（造船）」は、「高操業となっている。」となっております。

次に資料 53 ページの資料No.10 を御覧ください。

本日、3 月 3 日に愛媛労働局が発表した「管内の雇用失業情勢について」になります。

有効求人倍率（季節調整値）は 1.40 倍と前月 1.41 の差 0.01 ポイントマイナスで 2 カ月ぶりに低下しております。原数値は地域別で東予地域で前年同月を下回っており、中予・南予地域で前年同月を上回っております。

55 ページの雇用失業情勢判断では、求人が求職を上回って推移しており、求人の動きにやや弱さがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとさ

れています。

事務局からの説明は以上でございます。

○森本会長

委員の皆様、御意見や御質問はございませんか。

○労働基準部長

追加の説明をさせていただきます。

まず、1点目が、現在中賃で全員協議会が開催されております。そこでは7年度の全国の地賃の審議についての振り返りをやっております。中賃としての総括、今後のあり方を含めて、発表があると思います。発表があれば、皆様の方に情報提供をさせていただきたいと思います。

もう一つが、地賃の審議日程についてです。今年度第2回本審を中賃の目安が出る前に開催してしまったわけですが、本来は、中賃の目安が出て、それを踏まえて各地賃で審議をスタートする、目安の説明を中賃の会長がビデオメッセージで行ったりしていますが、それを第2回本審の場で流して、地賃の専門部会に入っていく流れでございます。

今年度それが逆転したところがありましたので、事務局としてはそこを改善したうえで、日程等を決めてまいりたいと思いますので、御承知おきください。

もう1点は、来年度直ちにとということではないのですが、特賃の必要性審議について、当局では地賃を決める前に、必要性のあり・なしを決めてから、地賃の審議を挟んで、10月にそれぞれの部会で行う流れになっております。

来年度も皆様から変更の御要望がなければ、その形になるのですが、実は特賃が埋没しそうな局では、必要性の審議自体を地賃の結果を見てから行うところもあります。そういった方法を愛媛でも行うかどうか、特賃と地賃の額が縮まっている中で、今後の皆様の総意をもって検討していくことになろうかと思います。来年度は、今のところ事務局としては従来通りの方法でと考えております。

以上です。

○森本会長

他にございませんか。

(発言等なし)

○森本会長

他になければ、今年度の最後の審議会となりますので、常盤労働局長から、御挨拶が

あります。常盤労働局長、よろしくお願ひします。

○局長

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本年度の最低賃金改定の審議は、国民生活全体に影響が大きい物価の上昇やエネルギー価格の高騰が続き、例年にも増して難しい判断を要する審議となりました。

中賃からは過去最大の引き上げ額が示され、47都道府県全てで時間額1,000円を超えることとなりました。

そのような中、愛媛県の地域別最低賃金・特定最低賃金ともに、森本会長をはじめ、公労使の委員の皆様方の御尽力により、全会一致又は労使の合意で改定し、無事に12月に発効することができました。

改定された最低賃金につきましては、報道機関や自治体の広報誌などを通じて、周知・広報を図ってきたところです。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する「業務改善助成金」などの支援策も、昨年度以上に多くの事業者の活用をいただいております。

労使の関係各団体におかれましても、これらの取組に御理解・御協力いただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

1月からは、最低賃金の履行確保に向けた重点監督も実施するなど、円滑な施行に努めているところです。

愛媛労働局では、来年度も、これらの取組を着実に進めてまいりますので、引き続き、最低賃金制度の円滑な運営に、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、本年度の審議会の終了にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

○森本会長

ありがとうございました。

以上をもちまして第5回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。